

さいたま市告示第486号

さいたま市水道局告示第44号

令和7・8年度のさいたま市及びさいたま市水道局が発注する建設工事の請負に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する等級の区分（以下「等級区分」という。）の方法を定めたので、次のとおり公表する。

令和7年3月25日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 等級区分する業種

等級区分は、土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業及び造園工事業について行うものとし、他の業種については行わない。

2 等級区分する方法

等級区分は、3に定める資格審査数値及び4に定める技術者数を基に5に定める等級区分基準に従って、業種ごとに行うものとする。

3 資格審査数値

資格審査数値は、次に掲げる点数を合計した数値とする。

(1) 経営事項審査の総合評定値

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値（平成20年国土交通省告示第85号（以下「国土交通省告示」という。）第一に規定する経営規模、経営状況、技術力及びその他の審査項目（社会性等）を、国土交通省告示第二に定める基準（以下「国土交通省告示に定める基準」という。）に従って審査し、国土交通省告示並びに平成20年1月31日付け国総建第269号「経営事項審査の事務取扱について」及び同別紙「経営規模等評価の結果を評点で表す方法」（以下「事務取扱別紙」という。）により算出した評点とする。

ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく中小企業等協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく中小企業団体等（以下「協同組合等」という。）のうち、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る工事種別の官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者（以下「組合」という。）については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 経営規模及び技術力の審査は、当該組合と5以内の組合員（当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の次に掲げる事項の合計値を用いて、国土交通省告示に定める基準に準じて行うものとする。

(ア) 工事の種類別年間平均完成工事高

(イ) 工事の種類別年間平均元請完成工事高

(ウ) 自己資本の額

(エ) 利益額

(オ) 技術職員の数

イ 経営状況及びその他の審査項目（社会性等）の評点は、当該組合と5以内の組合員の事務取扱別紙に定める当該評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した数値）を用いるものとする。

(2) 発注者別評価点

発注者別評価点は、次に定める項目の付与点数を合計した点数とする。ただし、発注者別評価点の合計が0点未満となった場合には、発注者別評価点の合計を0点とする。また、協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加減点対象とする。

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
災害時復旧協力協定締結	以下のいずれかに該当する者 ○ さいたま市長と「大規模災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定」を締結している団体に加盟し、応急復旧業務・工事に協力することとなっていること ○ さいたま市水道事業管理者と「災害時における復旧工事の協力に関する協定」を締結している団体に加盟し、復旧工事に協力することとなっていること ○ さいたま市長と「災害時における電気設備の復旧に関する協定」を締結している団体に加盟し、復旧活動等の支援に関して協力することとなっていること ○ 上記と類似の協定等について、さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者と災害時における応急復旧業務に関する協定等を締結している団体に加盟し、又は協定等を締結し、応急復旧工事に協力することとなっていること なお、締結している協定等は令和6年8月1日現在有効なもののみとする。	30点	協定締結団体に加盟又は協定を締結している者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数	対象者及び 対象業種
災害協定等に基づく活動実績	令和4年8月1日から令和6年7月31日までの間で、次の活動実績を有する者 ○ さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者との間で協定等を締結している団体に加盟し、又は協定等を締結し、災害時における応急復旧等の活動をした者。 ○ さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者からの要請に基づき、災害時における応急復旧等の活動をした者。	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
品質管理	公益財団法人日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001の認証を取得している場合	10点	全者・申請全業種
優秀建設工事業者表彰	令和5年度・令和6年度に「さいたま市優秀建設工事業者表彰」を受けた者	受賞1案件につき20点	受賞者・該当業種
入札参加停止	令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間の入札参加停止の期間に応じて減点	1月につき－5点	全者・申請全業種
工事成績	① 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に受けた本市発注工事の工事検査に係る工事成績の平均点に応じ加減点(共同企業体での実績は除く。また、実績のない者は0点とする。)	工事成績	全者・該当業種
		加減点	
		平均点	
		82点以上	
		30点	
		79点以上	
		20点	
		82点未満	
		76点以上	
		10点	
		79点未満	
		65点以上	0点
		76点未満	
		65点未満	
		－20点	
	② ①の算出の基礎となった工事成績中65点に満たない案件があった場合	1案件につき－5点	

評価項目	条件	付与点数	対象者及び 対象業種	
CPDS／CPD（継続学習）の取り組み状況	CPDS／CPD（継続学習）に取り組んでいる技術者の取得した単位数に応じ、申請時に在籍している企業に対して、令和元年8月1日から令和6年7月31日の期間で取得したものに対して加点する。 ① 「一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会」が実施する継続学習制度における企業ごとの取得単位数 ② 「建築CPD運営会議」が実施する情報提供制度(CPD)における企業ごとの認定時間数 ③ 「公益社団法人土木学会」が実施する土木学会CPD制度における企業ごとの取得単位数 ④ 「造園CPD協議会」が実施する継続教育制度(CPD)における企業ごとの取得単位数	①一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者 ①対象業種 土木工事業 管工事業 舗装工事業 ②対象業種 建築工事業 電気工事業 管工事業 ③対象業種 土木工事業 管工事業 舗装工事業 ④対象業種 造園工事業	
		取得単位数		配点
		1～19		1点
		20～39		2点
		40～59		4点
		60～79		6点
		80～99		8点
		100～		10点
		②建築CPD運営会議		
		取得単位数		配点
		1～11		1点
		12～23		2点
		24～35		4点
		36～47		6点
		48～59		8点
		60～		10点
		③公益社団法人土木学会、④造園CPD協議会		
		取得単位数		配点
		1～49		1点
		50～99		2点
100～149	4点			
150～199	6点			
200～249	8点			
250～	10点			
※申請業種ごとの上限は10点とする				
環境への配慮等	JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001の認証を取得している場合、又は一般財団法人持続性推進機構によるエコアクション21の認証を取得している場合	10点	全者・申請全業種	

評価項目	条件	付与点数	対象者及び 対象業種
地域加算	さいたま市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者	20点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
女性技術者又は若手技術者の雇用	建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号に規定する専任の技術者（実務経験のみによるものは除く。）になり得る女性技術者又は若手技術者（申請日現在35歳未満の者）が1人以上常勤している場合（従業員にあっては申請日において既に3か月以上の雇用関係にあり、以後1年以上の雇用が見込まれるものに限る。）	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
障害者雇用	○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に係る報告義務がある場合、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者 ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の状況を提出した者	20点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
子育て支援	○ 従業員100人以下の企業等の場合、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は、同法第15条の2の規定による認定を受けている者 ○ 従業員101人以上の企業等の場合、同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている者	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数	対象者及び 対象業種
女性の活躍推進	○ 従業員１００人以下の企業等の場合、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第８条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は、同法第１２条の規定による認定を受けている者 ○ 従業員１０１人以上の企業等の場合、同法第９条又は第１２条の規定による認定を受けている者	１０点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
消防団協力事業所	さいたま市消防団協力事業所表示制度実施要綱第６条の規定により、消防団協力事業所として認定を受けている者	１０点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
協力雇用主	法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録されている者	１０点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
その他	以下のいずれかに該当する者 ○ さいたま市と包括連携協定を締結している者 ○ さいたま市ＳＤＧｓ認証企業として認証されている者 ○ さいたま市健康経営企業として認定されている者又はさいたま健幸ネットワークに加入している者	１０点	該当者・申請全業種

４ 技術者数

技術者数は、１級相当技術者の数であり、さいたま市競争入札参加資格に関する公示に定める資格審査基準日の経営事項審査における総合評定値通知書の技術職員数の一級欄に記載された者の数とする。なお、官公需適格組合については、３(１)ア(オ)に定める技術職員のうち１級相当技術者の合計値とする。

5 等級区分基準

(1) 土木工事業

等級	基準
S	資格審査数値が1000点以上、かつ、1級相当技術者数が10人以上
A	資格審査数値が800点以上、かつ、1級相当技術者の数が5人以上
B	資格審査数値が700点以上、かつ、1級相当技術者の数が2人以上
C	S、A及びBの基準に該当しない場合

(2) 建築工事業

等級	基準
S	資格審査数値が1000点以上、かつ、1級相当技術者数が10人以上
A	資格審査数値が800点以上、かつ、1級相当技術者の数が3人以上
B	資格審査数値が700点以上、かつ、1級相当技術者の数が1人以上
C	S、A及びBの基準に該当しない場合

(3) とび・土工工事業、電気工事業及び舗装工事業

等級	基準
A	資格審査数値が820点以上、かつ、1級相当技術者の数が3人以上
B	資格審査数値が710点以上
C	資格審査数値が710点未満

(4) 管工事業

等級	基準
A	資格審査数値が820点以上、かつ、1級相当技術者の数が3人以上
B	資格審査数値が710点以上、かつ、1級相当技術者の数が1人以上
C	A及びBの基準に該当しない場合

(5) 造園工事業

等級	基準
A	資格審査数値が750点以上、かつ、1級相当技術者の数が1人以上
B	資格審査数値が600点以上
C	資格審査数値が600点未満